報道発表

「たばこ小売販売業経営実態調査」及び 「たばこ関連産業の実態等に関する調査」について

1. たばこ小売販売業に係る調査について

財務省においては、たばこ行政を適切に行う観点から、たばこ小売販売業者の店舗経営及び営業形態に関する状況等を把握することを目的に、これまで、原則として5年毎に、「たばこ小売販売業経営実態調査(以下「経営実態調査」という。)」を行ってきました(直近では平成25年度に調査)。さらに、平成28年度において、たばこ小売販売業者に係る1回限りの調査として「たばこ関連産業の実態等に関する調査(以下「関連産業実態調査」という。)」を行いました。

2.「経営実態調査」及び「関連産業実態調査」の不備について

「経営実態調査」については、「関連産業実態調査」の実施時期から近接しているため、平成30年12月に、統計法に基づき、調査を中止していますが、今般、たばこ小売販売業の実態把握についての調査のあり方を検討する中で、平成25年度に実施した「経営実態調査」及び平成28年度に実施した「関連産業実態調査」について、改めて確認しました。その結果、調査結果の公表が調査計画上の公表期日から1ヶ月程度遅れていたことに加え、調査計画に記載されていた集計事項のうち未公表の数値があること、また、回答者の回答不備等により、数値の修正が必要なものがあることがわかりました。

このため、平成25年度に実施した「経営実態調査」及び平成28年度に実施した「関連産業実態調査」に係る未公表の数値及び修正後の数値を公表することとします(修正の内容については、別紙1及び別紙2のとおり)。

今後、二度とこのようなことがないよう、調査計画を踏まえた適切な対応や、集計時 における内容のダブルチェックの徹底など、再発防止に努めてまいります。

(注1) 集計事項のうち未公表の数値

- ・たばこ小売販売業の売上高・仕入額等の業種別の数値
- ・総従業者数、営業時間、売上高・仕入額等の平均値・中央値 など

(注2) 数値の修正

質問趣旨にそぐわない回答や平均値から著しく乖離している回答を集計対象から除くこと等により、売上高・仕入額、総従業者数等の数値の修正が必要となるもの。

(問い合わせ先)

理財局総務課たばこ塩事業室たばこ塩第2係 電話:代表 03(3581)4111 内線5298